

一般社団法人 鳥取県作業療法士会

令和8年度 事業に関する社員へのお知らせ

◎事務局

1. 入会・休会・退会および会員情報の変更について

入会・休会・退会および会員情報の変更（勤務先の変更、改姓、連絡先の変更）がある場合は、鳥取県作業療法士会のホームページより必要書類をダウンロードし、事務局へ提出をお願いします。

入会時に記入いただいた情報に基づき、広報誌の発送や各種情報発信を行っております。確実に情報が行き届くよう、職場の異動など会員情報に変更がありましたらお早めにご連絡いただきますようお願いいたします。

※休会は年度単位となります。休会を希望される年度の前年度3月31日までに休会届を提出してください。

年度途中での休会はどのような理由であってもできませんのでご注意ください。

※入会・会員情報の変更はメール添付での提出も可能です。

【鳥取県作業療法士会事務局】

YMCA 米子医療福祉専門学校 作業療法士科

〒683-0825 米子市錦海町3-3-2

TEL : 080-2930-5010（事務局直通） E-Mail : jimu@tottori-ot.or.jp

2. 情報配信について

研修会のお知らせ、ホームページの更新情報などを入会届に記載いただいたメールアドレス宛に適宜お送りしております。配信の停止、配信先の追加を希望される方は jimu@tottori-ot.or.jp までご連絡ください。

※ 携帯のキャリアメールは、添付ファイルが開けない場合がありますのでご遠慮ください

3. 会員歴証明書の発行について

認定作業療法士の申請・更新等で会員歴証明書が必要な方は、①氏名、②所属、③協会会員番号、④用途、⑤送り先（特に記載がない場合は勤務先にお送りします）を明記の上、件名を「会員歴証明書発行依頼（会員氏名）」とし、事務局（jimu@tottori-ot.or.jp）へご連絡ください。

なお、依頼後お手元に郵送されるまでに1～2週間程度かかります。余裕をもって早めの申請連絡をお願いします。

◎教育部

1. 会員ポータルサイトについて

①会員の皆様が取得した基礎ポイントや研修会などの受講歴等は、日本作業療法士協会のホームページの「会員ポータルサイト」より確認することができます。

②2020年度からはポイントシールや県士会印は廃止となりました。その為、対面で行う研修会等では「研修受講カード」が必要となります（現時点では研修会ポイント申請登録システムが構築中であり、ポイント申請の際「研修受講カード」を使用することはありませんが、いつでも使えるよう準備を願います）。詳しくは過去の日本作業療法士協会誌の「「研修受講カード」お手元にありますか？」の記事をご参照ください。

2. 新生涯学修制度について

日本作業療法士協会のホームページ資料をご覧ください。

日本作業療法士協会ホームページ>会員向け情報>カテゴリの教育関連>生涯教育のページにて各種資料が掲載されています。特に生涯学修制度については、しっかりとご確認ください。

3. 現職者共通研修会について

現職者共通研修会はホームページで案内します。申し込みは案内に従い、行ってください。参加は日本作業療法士協会および鳥取県作業療法士会の会員であることが必須条件です。新生涯学修制度の移行期間ですので、新入会会員はこちらの研修会は受講できません。ご注意ください。

4. 現職者選択研修会について

以下のように開催が予定されています。

中国ブロックでは4領域を分担して開催が予定されています。新生涯学修制度の移行期間ですので、新入会会員はこちらの研修会は受講できません。ご注意ください。

	2026	2027
鳥取	身体	老年期
島根	精神	身体
岡山	身体	老年期
広島	発達	身体
山口	老年期	精神

5. 臨床実習指導者講習会について

年に1回開催の予定です。参加条件は経験年数4年以上となります。受講することで臨床実習生を受け持つことができます。

6. 事例報告会について

テーマ別勉強会で開催する事例報告会は「現職者共通研修会」として認定されますので勉強会への登録と関係なく参加できます。参加希望者はホームページの案内に従い、申込みください。

なお、開催は4月～2月です。

7. 基礎研修ポイントについて

SIG及び士会主催・共催研修会の参加・発表・講師、医療福祉eチャンネル視聴・受講、論文投稿、臨床実習指導、士会裁量にポイントが付加されます。

【ポイント数】

士会主催・共催：参加90分～1日：2ポイント、2日以上：4ポイント、発表・講師：2ポイント

SIG主催：参加90分～1日：1ポイント、2日以上：2ポイント、発表・講師：1ポイント

医療福祉eチャンネル視聴・受講：1番組1課題につき1ポイント

学術誌「作業療法」投稿論文：1論文につき4ポイント

臨床実習指導：2～5週程度2ポイント、6週以上4ポイント

士会裁量：年間最大2ポイント

8. 新入会員の生涯学修について

新生涯学修制度にて研修を進めていくこととなります。

日本作業療法士協会のホームページ（下記アドレス）でご確認ください。

https://www.jaot.or.jp/continuing_education/shinsyogaigakusyu2025/

◎広報部

1. 会員のみなさまへ

(1) ホームページの閲覧

会員に向けての情報は基本的にホームページへ掲載します。日頃からホームページの閲覧をお願いいたします。

ホームページアドレス：<https://tottori-ot.or.jp/>

(2) ホームページへの記事掲載依頼

ホームページの依頼フォームより依頼をしてください。

(3) 県士会公式 SNS の紹介

鳥取県作業療法士会公式 LINE アカウントを開設しています。是非アカウントの登録をお願いいたします。

①公式 LINE アカウント <https://lin.ee/uUvblRk>

LINE アプリの友だちタブを開き、画面右上にある友だち追加ボタン>[QR コード]をタップして、コードリーダーでスキャンしてください。



◎認知症・メンタルヘルスケア推進委員会

1. 県士会認知症研修会のテーマ・受講登録について

(1) H27 年度から以下 6 つのテーマに基づいて研修内容を企画し、会員の研修受講状況の確認ならびに県士会からの派遣人材候補者として登録・リスト化しています。

A：認知症の正しい理解 B：認知症・生活障害アセスメント C：認知症支援方法論
D：家族・地域支援方法論 E：認知症初期集中支援 F：行政からの情報など

2. 認知症・メンタルヘルスケア研修会等修了状況(令和 8 年 3 月 1 日現在)

(1) 研修 6 テーマ受講修了者 119 名 (令和 8 年 3 月 1 日現在)

(2) 認知症初期集中支援チーム員研修受講者 6 名/伝達講習受講者 90 名(他職種含む)

※研修修了者を中心に各種事業協力派遣、視察・研修派遣を行っています。

※研修会は鳥取県地域医療介護総合確保基金の助成を受けて開催しています。

3. 委員会名称変更について

理事会の組織編成に伴い、2023 年度から認知症・メンタルヘルスケア推進委員会(旧:認知症対策委員会)に名称変更し、認知症に対応できる人材育成と並行して精神障害領域における作業療法についても事業として担当することになりました。日本作業療法士協会との連携、ならびに精神障害領域における作業療法、司法領域や引きこもり支援など、メンタルヘルスケアに関連する研修会の開催や各種事業協力・派遣等を予定しています。

◎財務部

1. 会費の納入期限について

①金額：5,000円

②納入期限：令和8年5月末日（新入会員は7月末日）

③納入方法：

1) ゆうちょ銀行振替口座へ払込み（郵便局ATMや窓口）

- ・口座記号番号：01310-2-51220
- ・口座名称：一般社団法人鳥取県作業療法士会
- ・通信欄に必ず『〇〇年度』『氏名』『所属施設（自宅会員の場合は「自宅会員」）』『金額』『住所』を記載し、記入漏れがないよう注意すること。
- ・複数名分をまとめて振り込む場合は必ず全員の氏名を記載すること。

2) 他行からの振込み（他行ATMやネット銀行）

- ・金融機関名、支店名：ゆうちょ銀行、一三九(イフサキユ)店
- ・口座種別、口座番号：当座、51220
- ・口座名称：一般社団法人鳥取県作業療法士会
- ・原則、自身の口座からの振込み、また振込人氏名の前には協会会員番号を入力して振込みを行うこと。法人名義の口座や複数人まとめて振込みをする際は協会会員番号、所属、氏名、納入金額を以下まで連絡すること。
- ・会員管理担当：平野 正樹 E-Mail：zaimu@tottori-ot.or.jp

④注意事項：

- ・総会にて会費納入は受け付けない。
- ・入会手続き時に事務局へ現金書留等による会費の郵送は行わないこと。
(入会手続きは事務局の担当だが、会費徴収は財務部の担当)
- ・年会費を納入した会員のみ県士会が催す勉強会や研修会、県学会に参加することができる。
- ・領収証を紛失した場合、再発行はできない。
- ・ゆうちょ銀行へ入金した場合は、受領証が領収証の代わりとなる。

2. 部局・委員会の経費の取り扱いについて

①各部局・委員会の年度支出報告：3月第1土曜日で締め切る。

②講師への報酬料、旅費は費用弁償規程に準じて決める。報酬料は源泉徴収額を引いた金額を講師へ支払い、源泉徴収分は支払いのあった翌月10日までに納税する。また、外部講師の交通費は公共交通機関の領収証がなければ個人所得となるため源泉徴収が必要となり納税をしなければならない。

③テーマ別勉強会補助金支給：支給の希望があれば学術部長まで申し出ること。

*注意事項：補助金の支出は、必ず領収証を「一般社団法人鳥取県作業療法士会」宛でとること。

当該年度の決算報告は学術部長宛に、2月の第4土曜までに行うこと。

補助金の余りは必ず学術部長まで返金すること。

3. 会員の経費受給時の領収証について

①会員名で受取できる経費は費用弁償規程、出張旅費規程に定める項目とする。

②会員名での受取時は、領収証に自宅住所、氏名を記入し、必ず押印（認印）する。住所は自宅住所であり勤務先の住所を記入しない。

4. ボランティア保険について

毎年、当士会では、年度始めから4カ月ごとの3期に分けて、「ボランティア活動保険」（通称：ボランティア保険、全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する保険）という団体保険に加入してい

る。保険の有効期間は1年間で**県士会事業に携わる会員のみ加入**となっている。

ボランティア保険とは、ボランティア活動等を行う団体が、団体が行う**活動中の事故**、団体が指定する**集合・解散場所**と被保険者の住所との**通常の経路往復中の事故**、に対して補償される保険である。

県士会活動中の事故、または**移動中の事故等**があった場合は、財務部、または事務局に連絡すること。

補償プランは下記**基本プラン**になる。

補償金額（保険金額）・保険料（1名あたり）

団体割引20%適用済／過去の損害率による割増適用 熱中症危険補償特約セット

保険金の種類		補償プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円			
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)			
	入院保険金日額		6,500円			
	手術保険金	入院中の手術		65,000円		
		外来の手術		32,500円		
	通院保険金日額		4,000円			
	特定感染症		補償開始日から10日以内は補償対象外(*)		補償開始日から補償	
地震・噴火・津波による死傷		×	○	○		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)			
年間保険料			350円	500円	550円	

*3月末までに契約手続きが完了し、前年度から継続して契約された場合は初日から補償します。

- 基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆特定感染症重点プランでは中途加入の場合でも補償開始日より特定感染症が補償対象となります。
- ◆補償期間（保険期間）の途中で加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティア（メンバー）の入替や加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。